

## 入会に関する規約並びに手続

### 1. 入会資格

#### (1) 定款（第2章第6条1項）

当法人の正会員となる資格を有する者は、展示会・見本市を主催する個人又は団体、展示会事業に協力しようとする個人又は団体及び展示会施設の賃貸を主業務とする個人又は団体とする。

#### (2) 入会資格基準

前項の資格を有し、当法人に入会を希望する法人の資格審査は、当法人の定款に定める目的に則り、次の資格基準を適用する。

- 1) 新たに入会を希望する法人並びにその代表責任者は、定款の定めるところに従い、我が国の展示会・見本市産業の質と地位の向上を図り、わが国の産業、貿易及び経済の拡大発展に貢献し、より豊かな国民生活の実現に寄与する活動をしていること。
- 2) 新たに入会を希望する法人の代表責任者は、自らが行う業務について十分な、知識、技能、経験並びに信用を有し、事業の正しい発展に努力していること。
- 3) その法人は、自らが行う業務につき十分な組織機構を具備し、経営的にも健全な基礎を有していること。
- 4) 日展協入会申込書の「事業内容」欄に記載されている事業が継続して1年以上行われていること。
- 5) 反社会勢力との関係を有していないこと。

### 2. 入会

#### (1) 定款（第2章第6条2項）

正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認があったときに正会員となる。

#### (2) 入会に関する手続

- 1) 当法人定款第6条1項の資格を有する者が、新たに入会を希望するときは、当法人所定の手続きにより下記事項をもれなく記載して申し込まなければならない。

[申込書への記載事項及び提出書類]

- ① 主催者、展示会場、支援企業の別
- ② 団体名・法人名（和文）
- ③ 団体名・法人名（英文）
- ④ 所在地
- ⑤ 電話番号
- ⑥ ファックス番号
- ⑦ URL
- ⑧ 団体・法人の代表者名（氏名、役職名、メールアドレス）
- ⑨ 代理人（日展協の担当者名、氏名、役職名、メールアドレス）

- ⑩ 事業内容
  - ⑪ 主催する展示会名（但し、主催者のみ）
  - ⑫ 資本金
  - ⑬ 従業員数
  - ⑭ 登記簿謄本
- 2) 入会審査は、総務委員会委員長、入会促進委員会委員長並びに事務局長により構成する審査会がこれを行う。
  - 3) 審査会は入会の資格に関する規定、基準に基づいて審査を行う。
  - 4) 審査会の審査で入会が適格とされた者は、当法人理事会の承認を得なければならない。
  - 5) 会員として理事会の承認を得た者は、ただちに所定の入会金および会費を納入しなければならない。
  - 6) 前項の規定により入会金および会費を納入した者は、そのときから当法人の会員となる。

3. この規約並びに手続は、理事会の審議を経て変更できるものとする。

#### 附則

この規約は、平成26年8月27日から施行する。

この変更規約は、平成30年4月3日から施行する。

この変更規約は、令和元年7月29日から施行する。